

各 位

社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー
代表者名 代表取締役社長 高橋 克典
(JASDAQ・コード番号：2777)
問合せ先 取締役管理本部長 小林 要介
電 話 03-5725-4171

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款を一部変更することの承認を求める議案を、平成21年3月27日開催予定の当社第30期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由及び目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券電子化」）により、現行定款につき、次の通り所要の変更を行うものであります。

- (1) 「決済合理化法」附則第 6 条第 1 項の規定に基づき、株券電子化に伴いみなし定款変更により削除されたものとみなされている現行定款第 8 条（株券の発行）の規定を削除するものであります。この削除に伴い、以下の条数を 1 条ずつ繰り上げるものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条及び現行定款第 10 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、「決済合理化法」施行日の翌日から起算して、1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：平成 21 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日（予定）：平成 21 年 3 月 27 日

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

以 上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に関しての手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条 } (条文省略)</p> <p>第39条 }</p>	<p>第11条 } (条数繰り上げ)</p> <p>第38条 }</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>以上</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する業務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</u></p> <p>以上</p>